

令和7年度パレア若狭印刷物（チラシ・プログラム等）作成業務候補者募集要項（二次）

第1 提案募集の要旨

創造する場・交流する場としてのパレア若狭の可能性を広げるため、若狭町在住・若狭町出身者に対しデザイン機会を提供し、人材育成を図るため、チラシやプログラム等の印刷物作成者を公募します。また、合わせてパレアでのイベントを応援（PR）する提案を募集します。

若狭町内および若狭町出身のより多くの方が、パレア若狭の事業に関わることで、パレア若狭のイベントが広く周知され、より身近なものとして感じられる雰囲気を醸成することを狙います。

第2 提案の募集

別紙仕様書に定める印刷業務を委託します。本募集要項および仕様書に基づきご提案ください。

第3 応募資格

次のいずれの要件をも満たす者であることとします。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと
- 2 納税義務のある税を滞納していないこと
- 3 若狭町内に在住の者、若狭町出身者、もしくは若狭町内に本社や事務所、支店・営業所を有する事業者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと
- 5 特定の政党、政治団体、宗教団体、思想又は宗教に対する支持又は不支持を表明する者や団体、並びにそれらの利益となる活動を行う者や団体でないこと

第4 応募手続き

1 応募方法

2の「提出書類」に示す全ての内容を3の「提出書類の提出期限および提出先」に提出することをもって本募集に応募したものとします。

2 提出書類

- ①パレア若狭印刷物（チラシ・プログラム等）作成業務候補者選定参加申請書（様式1）
- ②企画作品または若狭町発注により作成したチラシの成果物2点以上
 - ②-1 企画作品の場合：別紙「企画作品作成概要」に基づき作成
 - ②-2 若狭町発注により作成したチラシの成果物の場合：紙媒体により提出
- ③企画提案書（様式2）
- ④提案者概要書（様式3）
- ⑤納税証明書（非課税の場合は非課税証明書）
- ⑥見積書（様式4）

ただし、過去にパレア若狭印刷物（チラシ・プログラム等）作成業務候補者として実績がある者は、②③④を省略することができます。

2-2 提案書作成の留意点

- (1) 提案書は本募集要項の趣旨を踏まえ、仕様書に基づき作成してください。
- (2) 提案書の内容、考え方等については業務受託者として決定された後もその趣旨は一貫性を持たせるものとしてください。
- (3) 企画提案は、上記2の提出書類にすべて拘束されることなく、必要と思われるものは積極的に提案してください。
- (4) 若狭町発注によるチラシ等作成実績が2回以上ある提案者は、これまでに作成したチラシ等を、企画作品に代えて提出することができます。

3 提出書類の提出期限および提出先

提出期限：令和7年6月19日（木）17時00分（必着）

提出方法：提出方法：持参又は郵送

持参の場合は、9時00分から17時00分までの間に提出してください。

ただし火曜日（パレア若狭休館日）を除きます。

提出先：若狭町役場 パレア文化課（パレア若狭内）

〒919-1541 若狭町市場18-18

TEL 0770-62-2508

FAX 0770-62-2577

電子メール parea@town.fukui-wakasa.lg.jp

4 企画提案書等作成に関する質疑応答

質問期限：令和7年6月12日（木）17時00分まで

質問方法：電子メール

送信先：3で示す「提出書類の提出期限および提出先」の提出先に同じ

質問様式：任意様式

（ただし、件名は「パレア若狭印刷物（チラシ・プログラム等）作成業務提案書に関する質問」とし、質問者の会社（団体）名、部署名、氏名、電話番号、FAX番号、および電子メールアドレスを記載すること）

回答方法：参加意思のあった者に電子メールで回答

5 応募に係る留意事項

- (1) 提案書その他、提案者から提出された書類等は返却しません。
- (2) 提案に要する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (3) 提案された提案内容の権利は、町に属するものとします。
- (4) 提案者は本提案募集により知り得た内容について何人にも漏らしてはいけません。
- (5) 提案内容・経費は実施にあたって変更する場合があります。
- (6) 提案書提出後の変更は認めません。
- (7) 令和7年度発注予定の印刷物は、音楽ホール事業公演（うち1公演は候補者選定のための「企画作品」として提出いただくもの）、その他、文化講座等です。
また、状況により内容を調整中の事業については、追加や中止される場合があります。

第5 委託候補者の選定方法

「パレア若狭文化事業企画委員会」により、令和7年度パレア若狭印刷物（チラシ・プログラム等）作成業務候補者として選定します。より多くの若狭町内在住者・若狭町出身者、若狭町内に事務所のある事業者にかかわっていただきたいため、基準を満たす者をすべて「候補者」として決定します。

1 審査

- (1) 提出書類により、候補者としてふさわしいか審査を行います。
- (2) 選定後、候補者として選定、非選定を通知します。
- (3) 選定経過・内容等については公表しません。問い合わせにも応じません。

2 審査項目

- (1) 制作スキル（公演等の内容に対する理解、デザイン力等）
- (2) 創造性（パレア若狭の事業PRについての提案・貢献力等）
- (3) 信頼性（実施体制、業務実績等）
- (4) その他（経費や付加価値等）

3 選定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は審査の結果を問わず選定を取り消します。

- (1) 提出者が本要項第3応募資格要件を満たす者と偽った場合又は応募資格を失った場合
- (2) 提案書に虚偽の記載がある場合
- (3) 本要項に定められた条件に違反した場合
- (4) その他不正な行為を行った場合

第6 提案募集の日程

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1 質問提出期限 | 令和7年6月12日（木）17時 |
| 2 提案書提出期限 | 令和7年6月19日（木）17時 |
| 3 審査 | 令和7年6月下旬 |
| 4 選定結果通知 | 令和7年7月上旬 |

第7 その他

- 1 本業務の予算は、公演等ごとに仕様書に記載した金額（消費税を含む）以内とする。
- 2 公演内容の調整等により、協議の上、仕様の変更、契約額の調整をお願いすることがありますのでご留意ください。

第8 問い合わせ先

「第4 応募手続き」の提出先に同じ